

## 処 分 基 準

(部局名) 経済労働局都市農業振興センター (処理課) 農地課

3	違反転用に対する処分	農地法第51条第1項 (昭和27年法律第229号)
---	------------	------------------------------

農地法第51条第1項の処分に当たっては、次の基準を考慮して処分を行う。

- 1 平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」別添「7 法第51条関係(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準」
- 2 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第15 法第51条関係 1 法第51条第1項の規定による処分の基準(4)」
- 3 昭和63年6月17日農林水産省構造改善局長通達「農地転用許可及び違反転用への厳正な対応について」記の1